# 報道発表資料



令和6年11月6日 教育部学校施設課 ☎0823-25-3445

# 旧天応小学校既存校舎の一部改修工事における学校施設 環境改善交付金の返還及び市債の繰上償還について

令和6年3月6日に行われた会計実地検査において、令和4年度に整備が完了した「(仮称) 天応義務教育学校建設工事」について、本市が文部科学省に申請し交付された学校施設環境改善交付金(以下「交付金」といいます。) が過大に交付されている旨の指摘を受け、「交付金の返還」及び「市債の繰上償還」を行うことになりました。

## 1 概要

平成30年の豪雨災害で被災した天応中学校の再建については、旧天応小学校敷地内に 義務教育学校を設立することとし、新校舎建設と併せて令和3・4年度に交付金を活用して 旧天応小学校既存校舎の一部改修工事を行いましたが、当該改修工事に係る交付金の算定が 過大であったことから会計検査院から指摘を受け、交付金を返還等するものです。

### 【交付金が過大となった経緯】

改修に係る事業費について,急遽,当初想定していなかった,職員室の場所の変更など に伴う改修内容が生じ,設計金額が予算額を上回る見込みとなりました。

このため、設計金額を予算の範囲内とするため改修内容の見直しを行い、校舎の防水改修、外壁改修などを別工事として、後年度、長寿命化改良工事(令和5・6年度実施中)に含めて実施することとしました。

これを受けて、国への交付金申請事務においても別工事分を申請から除外したものの、 交付金の算出の根拠となる改修比率\*の計算では別工事を含んだまま算出(54.5%)し、 これに基づき交付金の交付を受けました。

本来は、正しい改修比率(43.6%)に基づき交付申請手続を行う、又は、交付決定後に変更申請手続を行う必要がありましたが、当該事務処理を行っていなかったことから、 交付金の交付が過大となったものです。

※改修比率:交付金の配分基礎額の算定に当たって,「工種」及び「改修範囲の割合」に 応じて算出する比率

#### 2 会計検査院からの指摘事項

適正な改修比率を超える比率を用いて算定した単価により、配分基礎額を算定していたもの。

#### 3 返還額等

改修比率の見直しに伴い交付金対象事業費が減少するため、次のとおり、返還等を 行います。(誤:50,497千円⇒正:40,388千円),

- (1) **交付金の返還額**: **5**, **105千円** ※会計検査院から返還を求められる金額 (交付金交付額:25,500千円 ⇒ 指摘後の額:20,395千円)
- (2) 市債の繰上償還額: 4, 600千円

(交付金対象事業費が減額したことによる償還額)

#### 4 別工事として発注したことによる影響額

仮に、別工事に係る不足予算額(約12,000千円)を補正予算等で増額要求し、変更交付申請を行った上で、別工事も含めて一括で発注していた場合、今回の対応のように別工事として実施するよりも、交付金が約7,200千円多く受けることができ、市債を約2,900千円多く借り入れることができたと想定されます。

#### 5 原因

- (1) 交付申請書類のチェックが足りておらず,交付金算定内容と工事実施内容が整合しているかについて,決裁等で確認できていませんでした。
- (2) 交付金事務に対する理解不足に加え、設計を見直したことによる交付金事務への影響について、グループ内での情報の共有及びサポート体制ができていませんでした。
- (3) 予算内での発注が困難になった時点で、事業実施内容に合わせた予算措置(補正予算など)が可能かを検討すべきでした。

#### 6 今後の対応

「交付金の返還」及び「市債の繰上償還」に係る補正予算を12月議会に提出する予定です。

#### 7 再発防止策

- (1) 職員一人一人が交付金制度を正しく理解した上で事務処理に当たるとともに、思い 込みで事務執行をすることなく、また、従前どおりのやり方で誤っていないか確認する ことなどを徹底します。
- (2) 新たに職員が異動してきた際等に、事務に対する基本的な考え方や留意すべき点、また、ノウハウを継承する取組を行います。